

別添

OpenRoaming に対応した公衆無線 LAN アクセスポイント増設業務仕様書

1 業務の名称

OpenRoaming に対応した公衆無線 LAN アクセスポイント増設業務（以下「本業務」という）

2 概要

（１）業務の目的

鳥取県は、国内外を問わず旅行者等を対象に、利用者が通信コストを気にすることなく、シームレスかつセキュアに情報を収集及び発信できる、利便性と安全性を両立した公衆無線 LAN 環境を整備している。既存の整備エリアに加え、大会等で多くの来場者が見込まれる県関係スポーツ施設にも拡充するため、発注者が別途調達した OpenRoaming に対応する認証中継サーバ等（以下「認証中継基盤等」という。）に接続する、OpenRoaming 対応の公衆無線 LAN アクセスポイント（以下「ＡＰ」という。）を新規に設置する。

※OpenRoaming とは

Wireless Broadband Alliance (WBA) が展開を進めている 国際的な無線 LAN ローミング基盤であり、1 つのアカウントで世界中の OpenRoaming 対応アクセスポイントを利用でき、自動接続で利便性が高く、偽基地局や盗聴に対しても安全という特徴を備えている。

（２）本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。このうち、ア及びイの業務を「環境整備業務」と、ウの業務を「運用業務」という。

ア ＡＰの新規設置に係る設計（現地調査を含む。）

イ ＡＰの新設（配線、配管等の屋内線路の設置を含む。）及び接続試験

ウ 新規に設置したＡＰの運用及び保守対応（業務期間内に限る。）

なお、令和 9 年 4 月 1 日以降の保守等は、本業務の範囲に含まない。次年度以降の保守等については、発注者が必要と認める場合に別途契約により調達することを想定しているが、本仕様書は、当該契約の締結を約束するものではない。

（３）業務期間等

ア 業務期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

イ 運用業務の期間は、3（５）ウによりＡＰの運用を開始した日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（４）提出物

本業務の提出書類及び部数は、次のとおりとする。いずれも電子データを併せて提出すること。なお、電子データの媒体は CD-R 又は DVD-R とし、ファイル形式は Microsoft Word、Excel、PowerPoint 又は PDF とすること。

提出書類	提出期限の目安	部数
ア 業務実施計画書 業務概要、業務工程表、作業体制、緊急連絡体制、接続試験要領等を記載すること。	契約締結後、発注者と協議の上速やかに	1
イ 環境整備業務完了報告書 次の資料を含むこと。 ・ＡＰの仕様書、取扱説明書 ・ＡＰ設置施設者向け取扱説明書（受注者の保守連絡先等の記載を含む） ・ＡＰの整備箇所の一覧表（整備施設ごとに担当者及びその連絡先を記載） ・3（２）シの資料 また、次の資料はＡＰごとに添付すること。 ・設置場所に係る資料（簡易な平面図に可能な限り配線及び電波エリアを明示し、設置状況写真を添付すること。3（２）スの資料） ・機器構成図に係る資料	環境整備業務の完了後 10 日以内	1

・設置及び撤去状況写真 ・試験運用の状況 その他、発注者から指示のあるもの。		
ウ 保守体制図（連絡先、報告方法等含む）	最初の接続試験まで	3
エ 整備施設の担当者等一覧表 ※整備施設の担当者及びその連絡先を記載すること。 業務期間中に記載内容に変更が生じた場合は、速やかに最新の状態に更新し、再提出すること。	整備施設の担当者の確認 後速やかに	1
オ 月次運用完了報告書 ・ A P 運用に係る報告書（運用停止、故障報告等）	2（2）ウの毎月の業務 完了後 10 日以内	1
カ 発注者との協議議事録	協議後速やかに	1
キ その他必要な書類 A P の設置に係る手続き書類等（自然公園法、道路法 又は財産使用上の手続き等）	適時	別途 指示

(5) その他

ア 本業務で整備する A P は、OpenRoaming に対応するとともに、Cityroam 及び eduroam との連携を行うものであることから、受注者は必要な要件を十分に理解し、必要な準備を整えた上で業務を実施すること。

イ 現地作業に当たっては、一般利用者及び施設職員の利用や執務に支障を及ぼさないよう、細心の注意を払うこと。

ウ 本業務に係る現地調査及び作業が円滑に実施できるよう、関係者と随時連絡及び調整を行うこと。

エ 発注者において本業務に関する協議、説明その他必要な対応を行う場合は、資料の作成その他必要な支援を行うこと。また、必要に応じて協議、説明会等に参加すること。

オ 本業務の実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか、関係法令等を遵守し、安全かつ適正に実施すること。

カ 作業中に事故その他の不測の事態が発生した場合は、速やかに発注者へその内容及び対応状況を報告すること。

キ 本業務の実施に際しては、建物、設備及び工作物等に損傷を与えないよう十分注意すること。

ク 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

3 業務の詳細

(1) 業務全般

ア 受注者は、別添 1 「整備箇所／条件一覧表」の整備箇所に、4 の仕様を満たす A P を設置するための設計、機器調達、現地への据付け及び接続試験を行い、整備完了後、A P の運用を行うこと。

なお、具体的な公衆無線 LAN の電波範囲は、発注者及び A P 設置予定施設の管理者等（以下「管理者等」という。）と協議の上、定めること。

イ 本業務における管理者等との調整は、原則受注者が行うこと。なお、調整に先立ち、その方向性等について発注者と協議すること。

ウ イの調整の結果は、速やかに発注者に報告すること。

エ 環境整備業務に際し、LAN ケーブル、ルータ、HUB 等の既設設備がある場合は、当該設備の所有者又は管理者等の同意及び発注者の承認を得た上で、A P を除く設備を再利用してよい。

(2) A P の設置

ア A P の設置箇所、台数、種別等は、別添 1 「整備箇所／条件一覧表」のとおり予定している。

イ 受注者は、各施設の現地調査を行い、安全性の確保、電波調査の結果、利用可能エリアの最適化等を考慮した上で、管理者等と協議し、最適な A P の台数、設置場所、設置の可否

等を検討すること。その上で、発注者（必要に応じて管理者等を含む。）と協議を行い、発注者の承認を得て、ＡＰの設置台数及び設置位置を決定すること。この場合において、必要に応じて別添１「整備箇所／条件一覧表」の記載内容を変更できるものとする。ただし、本業務におけるＡＰの設置総数は、別添１「整備箇所／条件一覧表」に記載する合計数以下とする。

ウ 個々のＡＰにおいて十分な同時接続台数を確保できる構成とする等、公衆無線 LAN サービスの提供範囲において、不特定多数の利用者が快適にインターネットに接続できる環境となるよう留意すること。

エ ＡＰ設置場所周辺の環境及び施設の特性等に応じ、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮すること。

オ 各施設のＡＰの設置及び運用に必要となる LAN ケーブル、ルータ及び PoE スイッチ等は、必要機器の準備等を含めて本業務の範囲として、受注者が調達し、整備すること。

カ 設置個所の周囲の環境を確認し、設置方法及び設置物の配色等に留意すること。

キ 壁面、天井等へのＡＰの設置に部材が必要となる場合は、受注者が部材を調達して設置すること。

ク ＡＰの管理方式は集中管理型の構成とし、ＡＰのコンフィグ及びファームウェアを一元管理できること。また、無線 LAN コントローラは、受注者側の環境に設置すること。

ケ 屋外に設置するＡＰは屋外用のＡＰとし、強風、高低温、大雨（浸水）、積雪、塩害等の自然環境に対応できるものとする。

コ ＡＰの設置において、自然公園法に基づく公園地域内での手続、道路法に係る手続又は財産使用上の手続等が必要となった場合は、申請手続に必要な資料等を作成し、発注者に提出すること。

サ 設置したＡＰには、発注者が指定する認証基盤又は認証中継基盤等と接続するための設定を行うこと。

シ ＡＰの設置場所及び現地調査の結果を提出すること。

ス ＡＰの設置場所については、簡易な図面等により視覚的に分かる資料を添付すること。

セ ＡＰの設置に係る調査、設計、管理者等との調整、諸手続、設置作業、工事材料等、機器整備に必要な全ての経費（ソに定めるものを除く。）は、本業務に含む。

ソ 現地調査の結果、光回線の新規敷設が必要となった場合又はＡＰの設置のために大規模な整備が必要となった場合等、本業務の整備範囲を越える取扱いは、発注者と受注者の協議により別途定める。

（３）通信回線

ア 通信回線は、発注者が整備するものを除き、各施設の管理者等の同意を得て、既存の通信回線を利用すること。

イ 受注者は、業務の実施に当たり、各施設の既存の通信回線（プロバイダーを含む。）及びネットワーク機器等を事前に調査し、本業務の運用が可能であることを確認すること。また、既存ネットワーク環境の利用に支障があると判断した場合は、受注者が対策案を検討し、発注者と協議を行った上で、発注者が対応を決定する。

ウ 発注者が新規に整備する通信回線及びイの検討の結果により発注者が新規に整備すべきと判断した通信回線については、原則として発注者が整備を行う。この場合において、受注者は、環境整備業務の完了に十分間に合うよう調達できる通信回線を可能な限り複数、発注者に提案し、発注者と協議の上、手続に係る資料を作成し、提出すること。

（４）認証基盤又は認証中継サーバへの接続

認証基盤である OpenRoaming (Cityroam、eduroam) に接続するため、次のとおり対応すること。

ア 本業務で設定対象とする全てのＡＰにおいて、発注者が指定する OpenRoaming 対応の認証基盤又は認証中継サーバへ安全に接続するための設定を行うこと。

イ 接続設定に関する詳細情報は、発注者又は発注者が指定する認証基盤及び認証中継サーバの運用事業者（以下「認証中継サーバ等運用者」という。）から提供又は案内する。

ウ APの接続に係る調整及びその後のAPの運用は、認証中継サーバ等運用者と連携して対応すること。

エ 認証中継サーバ等運用者との調整及び作業は受注者の業務範囲とし、これに係る全ての経費は本業務に含む。

(5) 接続試験

ア APの設置後、(4)の設定を含む試験調整を行い、接続状況及び通信可能な電波エリア(2.4GHz帯又は5GHz帯)を確認すること。接続試験の結果は、2(4)イの環境整備業務完了報告書により発注者に報告すること。

イ 認証中継サーバ等運用者から提供されるプロファイルで認証を行い、インターネットに接続できることを確認すること。AP保守時の動作確認時も、同様とする。

なお、試験用の端末が必要な場合は、受注者において用意すること。

ウ 接続試験の結果が良好な場合は、整備施設ごとに発注者の承認を得て、APの運用を開始すること。

4 APの仕様

本業務で設置するAPは、次の仕様を満たすものとし、受注者が機器の選定を行い、発注者の承認を得て決定する。

(1) 機器仕様

ア 必須準拠規格：IEEE802.11ax (Wi-Fi6)、IEEE802.11ac、IEEE802.11n、Passpoint (Hotspot 2.0)、WPA3-PSK

イ 周波数帯域：2.4/5GHz

ウ 同時接続端末数(1APあたり)

屋内用：最大250台以上

屋外用：最大500台以上

エ 動作環境

屋内用：温度0～+40℃、湿度最大90% (非結露)

屋外用：温度-20℃～+65℃、湿度最大90% (非結露)

オ 防水性能(屋外用に限る)

IP67相当以上

カ 電波法に定める技術基準に適合していること。

※総務大臣の登録を受けた者(登録証明機関)等の実施する審査により、無線設備に関する技術基準適合証明等を受けた機器であること。

(2) 機能要件

ア Passpointによる端末(サブスクリプション)からの認証要求を、発注者が指定する認証中継基盤等に接続できるよう設定を行えること。

イ APと発注者が指定する認証中継サーバ等との間の接続方式及び認証方式は、次のいずれかの方式により保護を行えること。

(ア) 接続方式：インターネット、認証方式：RadSec

(イ) 接続方式：インターネットVPN、認証方式：RADIUS

(ウ) 接続方式：閉域接続(専用線)、認証方式：RADIUS

ウ 発注者が指定する認証中継基盤等からの認証結果応答に基づき、APへ接続しようとする端末のインターネットアクセスを許可又は拒否できること。

エ SSID

(ア) Tottori_Free_Wi-Fi (Passpoint設定を行うこと。)

(イ) cityroam

(ウ) eduroam

(エ) START_Tottori_Free_Wi-Fi (キャプティブポータル対応SSID)

※キャプティブポータル対応SSIDとは

発注者が提供するOpenRoaming対応の公衆無線LANの利用には、利用者端末に対応

するプロファイルが必要となることから、プロファイルを所有していない利用者が容易にプロファイルを入手できるよう、案内用の Web ページに接続するために用意する SSID をいう。利用者が当該 SSID に接続した際に、ブラウザ等のキャプティブポータルで利用開始画面を表示し、かつ、発注者が指定するウェブサイトのみにアクセスできるよう制限を行えること。

(オ) その他発注者が指定する SSID

なお、OpenRoaming が必要な SSID には、OpenRoaming 用の Passpoint 設定を行うこと。

オ その他

(ア) A P に接続（経由）する端末間の通信を遮断できること。

(イ) 有害サイト（暴力、武器、犯罪の手段、違法薬物、差別的な言動その他不法なサイト（違法と思われる行為を含む。））及びセキュリティ上問題のあるサイト（ワンクリック詐欺、フィッシング等）に対するアクセス制限等のフィルタリングを行えること。

(ウ) A P ごとの死活監視が可能であること。

(エ) 複数の A P が隣接して設置される場所においては、A P 間での負荷バランス分散及びローミング（ハンドオフ）を提供できること。

5 セキュリティの確保

(1) 電気通信事業法その他の法令に基づき、ユーザ認証等の秘密保持等の対策を講じること。また、安全管理、セキュリティ確保等の体制を構築すること。

(2) 本業務で導入する A P 等の情報通信機器について、サイバー犯罪等を含めた情報セキュリティ面の安全性を確保すること。

ア セキュリティパッチが公開された場合又はファームウェア等のソフトウェアのアップデートが提供された場合は、速やかに適用の要否を判断し、迅速かつ適切に対応すること。

イ マルウェア対策、不正アクセス防止対策、情報漏えい及び情報改ざんに対する対策等、リスクを想定したセキュリティ対策を講じること。

ウ A P、ルータ及びネットワーク

(ア) サイバー攻撃等の不正アクセスをブロックすること。

(イ) 本業務で整備した A P 及びルータと認証中継サーバ等との間の認証情報に関する通信は、十分なセキュリティを確保し、外部からの不正な接続を防止すること。

(3) ログの保存

Cityroam 及び eduroam JP の技術基準・運用基準を踏まえ、認証中継サーバ等運用者とも連携の上、運用に必要なログを 6 か月以上記録し、保管できること。また、不正な行為について捜査機関等の外部から照会があった場合は、速やかに発注者に連絡し、対応を協議すること。

(4) 各セキュリティ対策については、定期的に検証を行い、必要に応じて見直し等を行うこと。検証及び見直しの結果は、発注者に報告すること。

6 保守及び障害対応

A P の運用開始後、業務期間の末日までの間、次のとおり保守及び障害対応を行うこと。

なお、令和 9 年 4 月 1 日以降の保守等の取扱いは、2 (2) に定めるとおりとする。

(1) 保守体制

ア 保守対応の受付窓口は 1 か所とし、事前に発注者と協議の上決定した方法（電子メール、電話等）で対応すること。

イ 保守対応の時間帯は、平日 8 時 30 分から 17 時までを含む時間帯で定めること。

ウ 運用を開始するまでに、保守体制図（連絡先、報告方法等を含む。）を提出すること。

エ A P 設置施設者向け取扱説明書（保守連絡先等の記載を含む。）を作成し、各施設の管理者等に配布の上、内容を説明すること。

(2) 保守対象

本業務で設置する一切の機器等について、受注者の責任において保守を実施すること。

(3) 保守内容

- ア 機器の動作状況について、常時遠隔監視を行うこと。
- イ 障害等の発生時には、速やかに発注者及び管理者等へ連絡して情報収集を行うとともに、関係者と連携して適切に一次対応を行うこと。
- ウ 保守の依頼があった際は、遠隔にて機器の状況を確認し、必要がある場合は、設置施設と日程調整の上、現地にて機器の設定変更、修理、交換等を行い、受注者の責任と負担において、A Pとしての機能継続に必要な対応を行うこと。
- エ 認証中継サーバ等運用者の設備との安全な接続を維持するとともに、認証中継サーバ等運用者の設備の変更等によりA Pの設定変更の必要が生じた場合は、受注者がA Pの設定変更を行うこと。保守完了後は、必ずA Pの動作確認を行うこと。
- オ 認証中継サーバ等運用者からA Pの障害調査依頼があった際は、両方で協議を行い、障害切り分け、調査等を協力して実施すること。また、両方で障害状況等の情報共有を図ること。

7 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 資料提供

- ア 受注者から発注者に対し、本業務の遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等（以下「提供資料等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ウ 受注者は、この契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は提供資料等が本業務の遂行上不要となったときは、遅滞なく提供資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- エ 発注者及び受注者は、アからウまでにおける提供資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(3) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本業務の契約金額の 50 パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本仕様書の一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(4) 守秘事項等

- ア 受注者は本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、本業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密（A Pを利用者する利用者の利用履歴や各種設定情報等を含む。）を漏らしてはならない。
- ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに（3）により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイを遵守させなければならない。
- エ 発注者は、受注者がアからウまでに違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- オ アからエまでは、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

(5) 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(7) 著作権

ア 本業務のうち、2（4）イの成果品に係る著作権は、全て（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下「著作権法」という。）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）発注者に譲渡するものとする。

イ アによる著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

(8) 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(9) 本仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が本仕様書又は発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(10) 事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等（情報セキュリティインシデントを含む）の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ アの場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(11) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（(12) ア又はイの損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(12) 第三者に及ぼした損害

ア 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

イ アにかかわらず、アの賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア及びイの場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たる。

(13) 責任の制限

発注者及び受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者が本業務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての履行を免れ、発注者は、当該部分に係る費用の支払義務を免れることができる。

(14) 完了報告及び検査

ア 受注者は、本業務をすべて完了したときは、業務完了後 10 日以内に業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの業務完了報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

ウ 発注者は、イに基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注

者にそれぞれ通知しなければならない。

エ 受注者は、イに基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。

オ イ及びウは、エの再検査の場合において準用する。

(15) 契約金額の支払等

ア 受注者は、(14) ウ ((14) オにおいて準用する場合を含む。) の通知を受理した後、発注者に契約金額を請求する。

イ 発注者は、アによる正当な請求書を受理した日から 30 日以内に請求に係る契約金額を受注者にそれぞれ支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(16) 違約金

発注者は、受注者が業務期間内に本業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、契約金額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 120 条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

(17) 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(18) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アにより発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイは、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(19) 任意解除

ア 発注者は、(20) 又は (21) によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アによりこの契約を解除する場合、契約解除の 1 月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(20) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（ア）正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

（イ）本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

（ウ）正当な理由なく、(18) アの履行の追完がなされないとき。

（エ）（ア）から（ウ）までに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アによりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(21) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（キ）までのいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（ア）本業務の履行不能が明らかであるとき。

（イ）本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（ウ）本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本業務の目的を達することができないとき。

（エ）（ア）から（ウ）までのほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（20）アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（オ）受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

（カ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（キ）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アによりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

（22）解除の制限

（20）ア（ア）から（エ）まで及び（21）ア（ア）から（エ）までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、（20）及び（21）によるこの契約の解除をすることができない。

（23）賠償の予定

受注者が（21）ア（オ）に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

（24）個人情報の保護

ア 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

イ 受注者は、（3）により本業務を受注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

（25）専属的合意管轄裁判所

この契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁

判所とする。ただし、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条第 1 項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(26) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(27) その他

ア 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

イ 契約書の作成に当たり、7 の一般事項を本業務に係る契約書に記載した場合は、該当部分を本仕様書から削除する場合がある。

ウ 7 の一般事項を本業務に係る契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、趣旨を変えない範囲内で用語を変更する場合がある。

別添 1 整備箇所／条件一覧表

番号	設置施設名称	住 所	ルータ設置場所	AP設置位置	AP設置台数	A P 種別 (屋内/屋外)		追記事項	備考
						屋内	屋外		
1	倉吉自転車競技場	倉吉市桜字後口山68-24	(予定) 1 階事務室	(予定) 屋上	3	—	○		
2	ヤマタスポーツパーク 陸上競技場屋外観客席	鳥取市布勢146-1	(予定) 陸上競技場 管理センター内	(予定) 屋外観客席	3	—	○		
3	ヤマタスポーツパーク テニスコート屋外観客席	鳥取市布勢146-1	(予定) 2 階大会運営室	(予定) 屋外観客席 及びコート	2	—	○		
4	あやめ池スポーツセンター アリーナ	東伯郡湯梨浜町藤津650	(予定) 1 階事務室付近	(予定) アリーナ内 壁面	1	○	—		

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外保有・利用の禁止）

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

（個人情報の引渡し）

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

（複製・複写の禁止）

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（安全管理措置）

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（研修実施時における報告）

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲に報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研

修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

- 3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（個人情報の返還等）

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

- 2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

- 3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（監査）

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

（注） 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書

甲及び乙は、この契約による業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについて、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守するに当たっては、次の仕様のとおりとしなければならない。

1 基本的事項（特記事項第1条関係）

甲は、乙に対し、個人の権利利益を侵害することのないよう、この契約による業務に係る個人情報の適正な取扱いについて次表のとおり教示する。

- (1) 甲から受託した事務に係る個人情報の適正な取扱いについて講じなければならない安全管理措置の対象は、個人データに限定されるものではなく、個人情報全般に対し及ぶものであること。
〔個人情報の保護に関する法律第66条第2項〕
- (2) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」別添「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に準ずること。
〔個人情報保護委員会URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#gyosei_Guide〕
- (3) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（個人情報取扱事業者等に係るガイドライン）」の企業規模別での取扱いを参酌して差し支えないが、これをもって(2)の基準を免れるものと解釈してはならないこと。
〔個人情報保護委員会URL <https://www.ppc.go.jp/news/>〕

2 第三者への提供の承諾（特記事項第4条関係）

特記事項第4条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号（甲の電子決裁等システム（鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）第2条第1項第9号に規定する電子決裁等システムをいう。）を利用して取得した番号をいう。以下同じ。）を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

3 再委託等の承諾（特記事項第5条関係）

特記事項第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

4 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る指定（特記事項第6条関係）

特記事項第6条第1項に規定する甲の指定は、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

(1) 方法

ア 個人情報の記録媒体が用紙である場合

手交又は郵送

イ 個人情報の記録媒体が電磁的記録である場合

(ア) 当該電磁的記録を有形物（光ディスク）に収録する場合

手交又は郵送

(イ) 当該電磁的記録を無形物（ファイル）のままとする場合

甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

(2) 日時

甲乙間において、事前に協議して定める。

(3) 場所

甲の事務所又は後記7(1)表中④の作業場所の所在する乙の事務所

5 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る記録（特記事項第6条関係）

(1) 特記事項第6条第2項の当該個人情報を預かる旨には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ア 引渡者たる甲の名称等

イ 受領者たる乙の名称又は氏名

ウ この契約又は業務の名称

エ 乙が引渡しを受けた個人情報の名称等

オ 乙が引渡しを受けた日時及び場所

- (2) 特記事項第6条第2項に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で甲に対し送信すること。

- (ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

- (イ) 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付
乙があらかじめ甲に届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

- イ 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入
乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

6 複製・複写の承諾（特記事項第7条関係）

特記事項第7条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

7 乙が甲と同等の水準をもって講じなければならない安全管理措置（特記事項第8条関係）

- (1) 個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により、乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、当然に、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい等の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならないところであり、特記事項第8条においてもこの旨を確認したところである。

ついては、乙は、乙が業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、その安全管理措置について甲と同等の水準を確保するため、次表のとおり所要の措置を講ずるものとする。

- | |
|--|
| <p>① 乙は、業務において利用する個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。</p> <p>② 乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いの従事者を定め、併せて当該従事者の中からその責任者（以下「責任者」という。）を定め、前記①の責任体制とともに、あらかじめ甲に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>③ 前記5及び後記8について遵守する。</p> <p>④ 乙は、業務において利用する個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。甲は、特記事項第12条に基づき、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。</p> <p>⑤ 乙は、業務において利用する個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りではない。</p> <p>⑥ 乙は、業務において利用する個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>⑦ 乙は、業務において利用する個人情報等について使送、郵便、電子メールその他のインターネットの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>⑧ 乙は、従事者をして前記⑦に基づき報告した送付方法により業務において利用する個人情報等を送付させる場合は、次のアからエまでに掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>ア 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。</p> <p>イ 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。</p> <p>ウ 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。</p> <p>郵便にあつては、郵便追跡サービスを付加するもの（特殊郵便）を用いること。ただし、乙において、差出人、受取人、郵便の種類、取扱区分及び特徴、貼り付けた切手等の支払い済みの郵便料金、差し出した場所並びに差し出した日時を記録し、もって郵便物等事故調査の依頼を可能とする場合には、この限りでない。</p> <p>エ 上記ア及びイについて従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記ウについて</p> |
|--|

責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。

⑨ 乙は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。

⑩ 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的かつ客観的に評価し選定すること。

⑪ 乙は、業務において利用する個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次のアからエまでに掲げるとおり管理しなければならない。

ア 当該個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。

イ 当該個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

ウ 当該個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

エ 当該個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(2) 乙が講じなければならない個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する情報については、政府（個人情報保護委員会ウェブサイト等）において公表されているので、乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いを開始するに当たり、適宜、当該情報を参考とし、併せて、政府から配付されている資料、ツール等を参考とし、又は活用するものとする。

(3) 乙は、この特記事項及びこの特記仕様書の解釈等、業務において利用する個人情報等の取扱いについて疑義が生じた場合には、その都度甲に確認し、業務を行うものとする。この限りにおいて、甲は、甲における情報セキュリティに係る管理体制の維持に支障がない範囲で乙に対し情報の提供等を行うものとする。

8 従事者等の研修（特記事項第8条の2関係）

(1) 特記事項第8条の2第1項の研修は、従事者（責任者を含む。）に業務において利用する個人情報等の取扱いを開始させる前に少なくとも1回は行わなければならない。

(2) 特記事項第8条の2第1項の研修の内容には、少なくとも次表に掲げるものの受講を含むものとする。ただし、乙において、次表に掲げるものと同等の水準以上のものと認める研修を実施する場合には、この限りでない。

① 政府広報オンライン「個人情報保護法の概要」の視聴

令和2年改正個人情報保護法の全面施行を受けた「個人情報保護法」の概要について、用語解説から個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う際の義務まで解説するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25176.html>]

② 政府広報オンライン「個人情報保護法上の安全管理措置」の視聴

個人情報取扱事業者において、取り扱う個人データの漏えい等の防止、その他個人データの安全管理のために講じなければならないとされる、必要かつ適切な措置について具体的な手法を例示しながら紹介するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25177.html>]

③ 政府広報オンライン「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご紹介」の視聴

個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱うため、基本方針を策定することや安全管理措置として具体的な取扱いに係る規律を整備することが重要であるところ、これらの規律等の説明に加え、個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載しているお役立ちツールお役立ちツール（自己点検チェックリスト、個人データ取扱要領例等）について紹介するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25178.html>]

④ 政府広報オンライン「個人データの漏えい等事案と発生時の対応について」の視聴

令和4年4月1日から、個人データの漏えい等が発生し個人の権利利益を害するおそれがある場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されたことについて分かりやすい解説で紹介するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg24040.html>]

個人情報保護委員会URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#movie>

(3) 特記事項第8条の2第2項の研修についても、前記(1)及び(2)と同様とする。

9 事故発生時における報告（特記事項第9条関係）

(1) 特記事項第9条第1項に規定する報告は、次のとおりとする。

ア 一先報告

乙において、当該事故が発覚した場合には、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等について甲に一先ず報告をしなければならない。

イ 速報

甲の指定する日時（当該事故の発覚の日から起算して最長3日以内を原則とする。）までに次に掲げる記入様式の例により書面又は電磁的記録を甲に提出しなければならない。

(ア) 記入様式

政府が個人情報保護委員会ウェブサイトにおいて配付している民間事業者用参考資料

[URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#report>]

(イ) 備考

鑑文については引用法条を省略して単に「次のとおり報告します。」と書き改め、宛先については甲と書き改めること。

ウ 確報

甲の指定する日時（当該事故の発覚の日から起算して最長3週間以内を原則とする。）までに前記イと同様の方法により甲に提出しなければならない。

10 業務等終了時の個人情報の返還又は引渡し（特記事項第10条関係）

(1) 甲は、特記事項第10条第1項に規定する返還又は引渡しについて、あらかじめ乙から求めがあった場合には、当該返還又は引渡しと引換えに次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録を乙に交付しなければならない。

ア 返還者又は引渡者たる乙の名称等

イ 受領者たる甲の名称等

ウ この契約又は業務の名称

エ 甲が返還又は引渡しを受けた個人情報の名称等

オ 甲が返還又は引渡しを受けた日時及び場所

(2) 前号に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で乙に対し送信すること。

(ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

(イ) 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付

甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

イ 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入

甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

(3) 当該返還又は引渡しと引換えに第1号に規定する書面又は電磁歴記録の交付を要さなかった場合において、当該返還又は引渡しの後相当の期間内に乙から求めがあったときも、前2号と同様とする。

11 業務等終了時の個人情報の廃棄（特記事項第10条関係）

(1) 特記事項第10条第2項に規定する指示は、書面又は電磁的記録で行うものとする。この場合において、電磁的記録による指示は、前記10(2)の例によるものとする。

(2) 特記事項第10条第4項に規定する報告は、完全に廃棄又は消去をした旨の証明書（情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面又は電磁的

記録)を甲に提出することをもって行わなければならない。ただし、他の法令に基づき乙において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、乙は、廃棄又は消去をすることができない個人情報等の概要に関する情報(情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去をしない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日)を当該証明書に記載すれば足りる。

(3) 前号の証明書の提出については、前記4の例によるものとする。

12 定期的報告(特記事項第11条関係)

特記事項第11条第1項に規定する定期的報告は、次のとおりとする。

(1) 開始時報告

ア 対象

この特記仕様書の交付があった場合全て

イ 時期

次に掲げるその都度とする。

(ア) この契約の期間の開始の日又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの開始の日のいずれか早い日から1月以内

(イ) この契約の期間又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が1年以上である場合には、毎年4月中(末日が閉庁日である場合には翌開庁日まで)

ウ 内容

乙は、本件事務に係る個人情報の取扱いの開始時(前記イ(イ)の場合にあっては、報告の日)における前記7に規定する責任体制、責任者、作業場所、運搬方法、送付方法、研修その他の安全管理措置について、別添「安全管理措置に係る報告兼届出書」により甲に報告しなければならない。

(2) 中間報告

ア 対象

この契約又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が1年以上である場合であって、かつ当該期間が後記イの日に係るものに限る。

イ 時期

甲が別に指定するところにより、毎年8月から11月までの間で甲が別に定める日を基準とする。

ウ 内容

乙は、甲の指示があった場合には、前記イの日を基準とする特記事項の遵守状況に係る自己点検を行い、甲が指定する電子申請システム等に入力しなければならない。

13 死者情報の取扱い(特記事項第15条関係)

乙が業務を行うために死者情報を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2項から前項までと同様である。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。

別添「安全管理措置に係る報告兼届出書」

調査項目	内 容
1 受託者の名称等	☐ 鳥取県競争入札参加資格者 ☐ 鳥取県出資法人（出資比率： ☐ 全部 ☐ 2分の1以上 ☐ 4分の1以上 ☐ 4分の1未満） ☐ 個人事業主 ☐ 法人でない 社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの ☐ その他（ ）
2 業務に係る作業所属の名称	
3 業務に係る責任者の役職の名称	
4 業務に係る緊急連絡先	① 電話番号 ② 電子メールアドレス
5 業務に係る従事者（責任者を含む。）の人数	
6 個人情報保護関連資格等の有無	☐ プライバシーマーク（Pマーク） ☐ I SMS ☐ その他の資格（ ） ☐ 個人情報保護関係の損害保険に加入
7 個人情報保護に関する社内規程等の有無	☐ 個人情報の利用、保存、廃棄等に関する管理規程、手順書、手引書等 ☐ 個人情報の漏えい、紛失、滅失、盗難等に係る事故発生時の対応規程、手順書、手引書等 ☐ 個人情報保護についての従業員との雇用契約、誓約書等への明記 ☐ その他の規程（ ） ☐ 規程なし
8 個人情報保護に関する研修の実施	☐ 次に掲げる頻度において ☐ 業務において利用する個人情報の取扱い開始前に ☐ 年 回（直近の実施年月日： 年 月） → 各責任者及び従事者において次のとおり実施済み ☐ 特記仕様書8(2)①から④までに掲げる研修動画の視聴 ☐ 次に掲げる研修又は教育 （ ） ☐ その他（ ）

(6) 個人情報の送付方法	☐ 特記事項第6条及び特記仕様書第4項の定めのとおり、その都度委託者の指定を受けて行います。 ☐ その他（ ）
(7) 個人情報の廃棄方法	☐ 紙媒体（用紙） ☐ 特記事項第10条及び特記仕様書第11項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のいずれか早い時に、速やかに裁断処理し、証明書を作成し、委託者に提出します。 ☐ その他（ ） ☐ 電磁的媒体 ☐ 特記事項第10条及び特記仕様書第11項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のいずれか早い時に、速やかに、委託者の立会いの下、復元不可能な方法により削除し、CD-R等の外部記録媒体は物理的破壊を行った上で廃棄します。委託者の立会いがない場合には、証明書を提出します。 ☐ その他（ ）
(8) 作業場所外で作業を行う場合の個人情報保護対策	☐ 該当なし（行うことがないため。） ☐ 該当あり（行うことがあるため。） （ ）

11 業務において利用する個人情報の電算処理における保護対策
（注1）紙媒体（用紙）のみ取り扱う業務を行う場合には記入不要です。
（注2）鳥取県所有のパソコン、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には、記入不要です。

(1) 業務において利用する個人情報に係る連絡のために用いる電子メールアドレス	
(2) 作業を行う機器	☐ 限定している（ノート（携帯可能）型 台、デスクトップ（携帯不可）型 台） ☐ 限定していない
(3) 外部との接続	☐ 作業機器は外部と接続していない ☐ 作業機器は外部と接続している 接続方法： ☐ インターネット ☐ 専用回線 ☐ その他（ ） 通信の暗号化： ☐ している ☐ していない
(4) アクセス制限	☐ ID・パスワード付与によるアクセス制限を実施している IDの設定方法（ ） パスワードの設定方法（ ） ☐ ID・パスワード付与によるアクセス制限を実施していない

(5) 不正アクセスを検知するシステムの有無	☐ あり（検知システムの概要： ） ☐ なし
(6) マルウェアを検知するシステムの有無	☐ あり（検知システムの概要： ） ☐ なし
(7) OS・ソフトウェアの更新	☐ 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている ☐ その他（ ）
(8) アクセスログ	☐ アクセスログを保存している（保存期間： ） ☐ アクセスログを保存していない
(9) 停電時のデータ消去防止対策	☐ 無停電電源装置 ☐ 電源の二重化 ☐ その他（ ） ☐ なし
(10) 外国における個人情報の取扱いの有無	☐ あり ☐ 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で保存以外の個人情報の取扱いはない ☐ 外国のサーバ上で個人情報が保存されており、外国のサーバ上で保存以外の個人情報の取扱いがある ☐ ① 個人情報の取扱いがある外国の名称 ☐ ② 当該外国における個人情報の制度・保護措置等 ☐ なし
(11) その他の対策	